

## 松江市宿泊税特別徴収事務交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付する松江市宿泊税特別徴収事務交付金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録特別徴収義務者 松江市宿泊税条例（令和7年松江市条例第30号。以下「条例」という。）第11条第4項の規定により登録を受けた宿泊税特別徴収義務者をいう。
- (2) 申告納入 条例第10条第1項に規定する納入申告書の提出及びその申告した納入金の納入をいう。
- (3) 納入期限 条例第10条第1項に規定する申告納入の期限（同条第2項の規定による承認を受けた場合にあつては、同項の期限）をいう。

### (交付の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付の対象である事務又は事業の内容、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市宿泊税特別徴収事務交付金
補助金交付の目的	宿泊税の特別徴収の方法による事務の負担に鑑み、登録特別徴収義務者に対し、特別徴収の事務に要する経費の一部を補助し、特別徴収制度の円滑な運営を図るとともに、併せて宿泊税を納入期限までに申告納入する意欲の高揚を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	登録特別徴収義務者が宿泊税を納入期限までに申告納入すること
補助金の交付の率又は金額	補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の4月から3月までの期間（以下「補助対象期間」という。）において、納入期限までに申告納入した宿泊税の合計額に1,000分の25を乗じて得た額（100円未満切捨て）。ただし、補助対象期間において、地方税法（昭和25年法律第226号）第733条の16の規定による更正又は条

	例第 12 条の規定による還付若しくは免除により交付対象となる宿泊税額が減少した場合、当該減少額を補助対象期間の申告納入金額から控除する。この場合において、当該減少額が、補助対象期間に係る補助金の申請日において、既に交付が決定された補助金の申告納入金額に含まれていない場合は、この限りでない。
補助事業者の範囲	登録特別徴収義務者であって、補助金の申請日において、市税に滞納がないもの
終期	令和 9 年 3 月 31 日

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松江市宿泊税特別徴収事務交付金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、規則第 12 条の規定による実績報告があったものとみなす。

3 第 1 項の規定による補助金の交付申請は、当該補助金を受けようとする会計年度の 7 月 31 日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日に当たるときは、その翌日）までに行わなければならない。

(補助金の交付決定及び確定)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の交付を決定し、補助金の額を確定したときは、申請者に対し、松江市宿泊税特別徴収事務交付金交付決定通知書兼確定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 6 条 市長は、補助対象期間に係る宿泊税について、地方税法第 17 条の規定により過誤納金を還付したとき又は同法第 17 条の 2 第 1 項の規定により過誤納金を充当したときは、補助金の交付の決定の一部（当該過誤納金に係る月分）を取り消すものとする。

2 市長は、補助対象期間に係る宿泊税について、地方税法第 733 条の 18 第 1 項の規定による過少申告加算金を徴収すべき事由があると認めるときは、補助金の交付の決定の一部（当該過少申告加算金に係る月分）を取り消すものとする。

3 市長は、補助対象期間に係る宿泊税について、地方税法第 733 条の 19 第 1 項の規定による重加算金を徴収すべき事由があると認めるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すものとする。

(着手届及び完了届の省略)

第 7 条 規則第 11 条ただし書の規定により、着手届及び完了届の提出は、これを省略するも

のとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年1月から令和10年12月までの期間において宿泊税を納入期限までに申告納入した登録特別徴収義務者に係る補助金の額についての第3条の規定の適用については、同条の表補助金の交付の率又は金額の項中「1,000分の25を乗じて得た額」とあるのは、「1,000分の30を乗じて得た額」とする。